

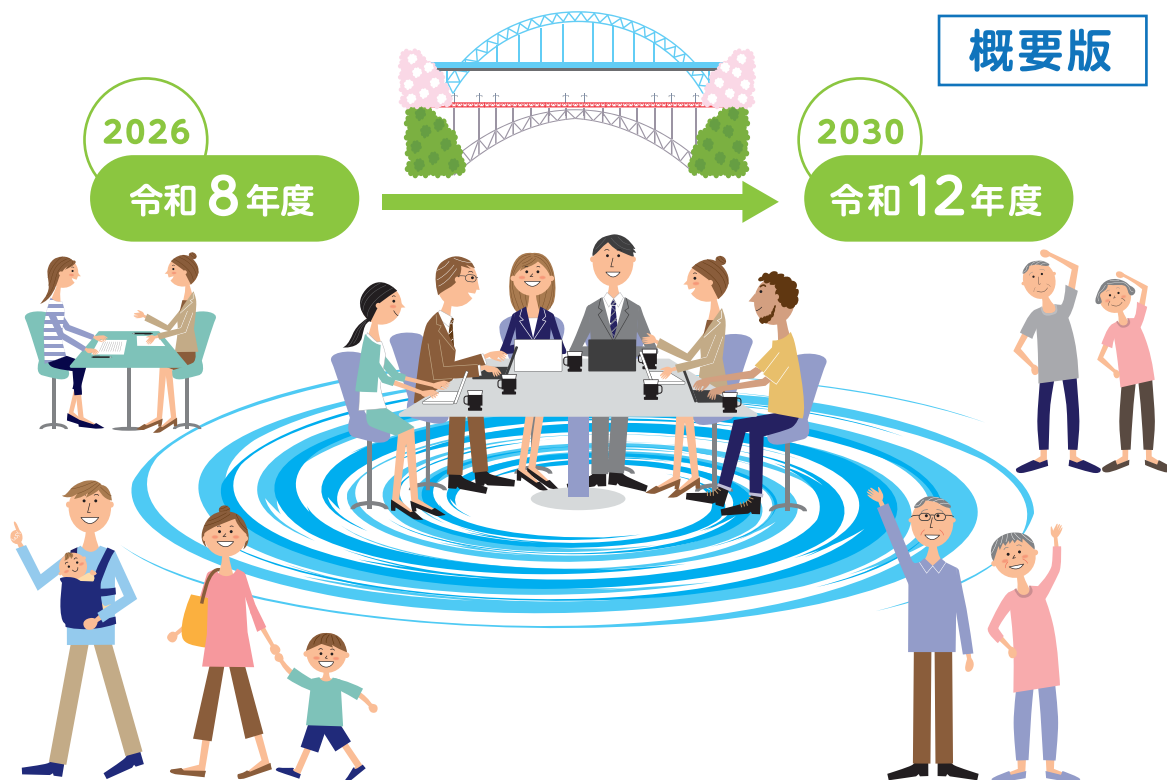
ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち

第4期

さいかい

西海市地域福祉計画 西海市地域福祉活動計画

概要版



第4期西海市地域福祉計画・第4期西海市地域福祉活動計画について

私たちの暮らす西海市には、豊かな自然と温かな人のつながりがあります。

それでもふとしたときに「誰に相談すればいいんだろう」と不安を感じる方が、あなたの身近にいるかもしれません。この計画は、市民のみなさん、市、社会福祉協議会が手を取り合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせる「共生のまち」を一緒につくっていくための取組です。

まずは、あなたができることから、一歩踏み出してみませんか。

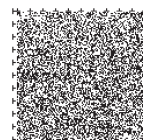
※計画についてより詳しく知りたい方は市・または社会福祉協議会ホームページよりご覧ください。

第4期西海市地域福祉計画・第4期西海市地域福祉活動計画



右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

令和8年3月
西海市・西海市社会福祉協議会



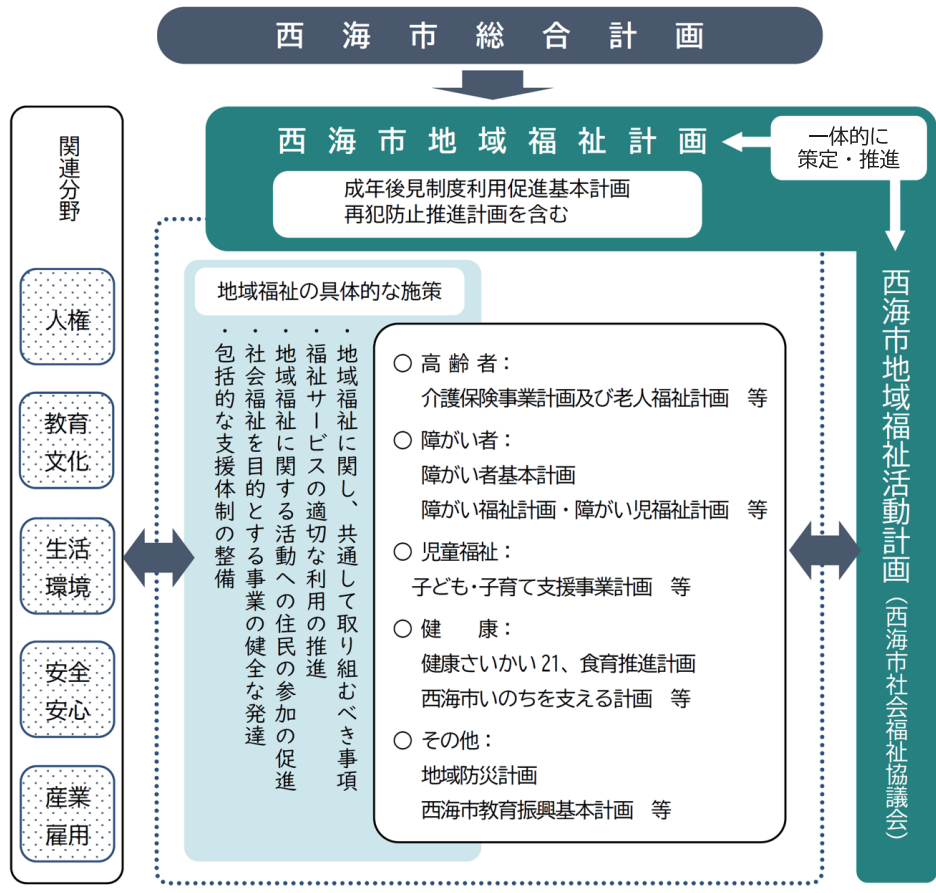
計画策定にあたって

◎計画策定の背景

- 少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなかで、地域で相互に支え合う「地縁」の希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっており、地域での課題は、ひきこもりや支援拒否等による社会からの孤立や、ダブルケア、いわゆる8050問題のように、様々な分野の課題が同時にいくつも重なり合い、複雑化しています。
- 「第4期西海市地域福祉計画・第4期西海市地域福祉活動計画」では、新たな包括的支援体制として重層的支援体制の整備・構築を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた本市の地域福祉のさらなる推進を目指します。

◎計画の位置付け・計画期間

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、本市の地域福祉を推進するうえで両輪となる「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会）と相互に連携を図りながら、一体的に取り組みます。
- 本計画は、「西海市総合計画」を上位計画とした個別計画であり、高齢者、障がいのある人、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を定めます。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画を包含するものとして策定します。
- 計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間 とします。



計画の基本的な考え方

◎基本理念

- 暮らしの中で関わり合う家族や地域の人々とのつながり、さらには社会全体とのつながりを保ちながら、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けていくことは、市民に共通する大切な願いであり、地域づくりの根幹をなすものです。こうした想いを基盤として、誰もが社会的な差別や偏見、孤立や疎外感を受けることなく、互いを尊重し合える地域社会を実現していくために、個人や家庭が果たす役割を大切にするとともに、コミュニティやボランティア、民間団体、行政など多様な主体がそれぞれの持ち味を発揮しながら、互いに協力し合うことが必要となっています。
- そこで、本市が目指す福祉のまちづくりの基本理念を「ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち さいかい」としました。

基本理念

ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち さいかい

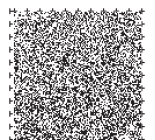


- 本市ではこの基本理念のもと、市民と行政が協働し、将来世代にわたって“これからもこの地域でともに支え合い助け合う”持続可能な共生社会の実現を目指してまいります。

共生のまちとは？

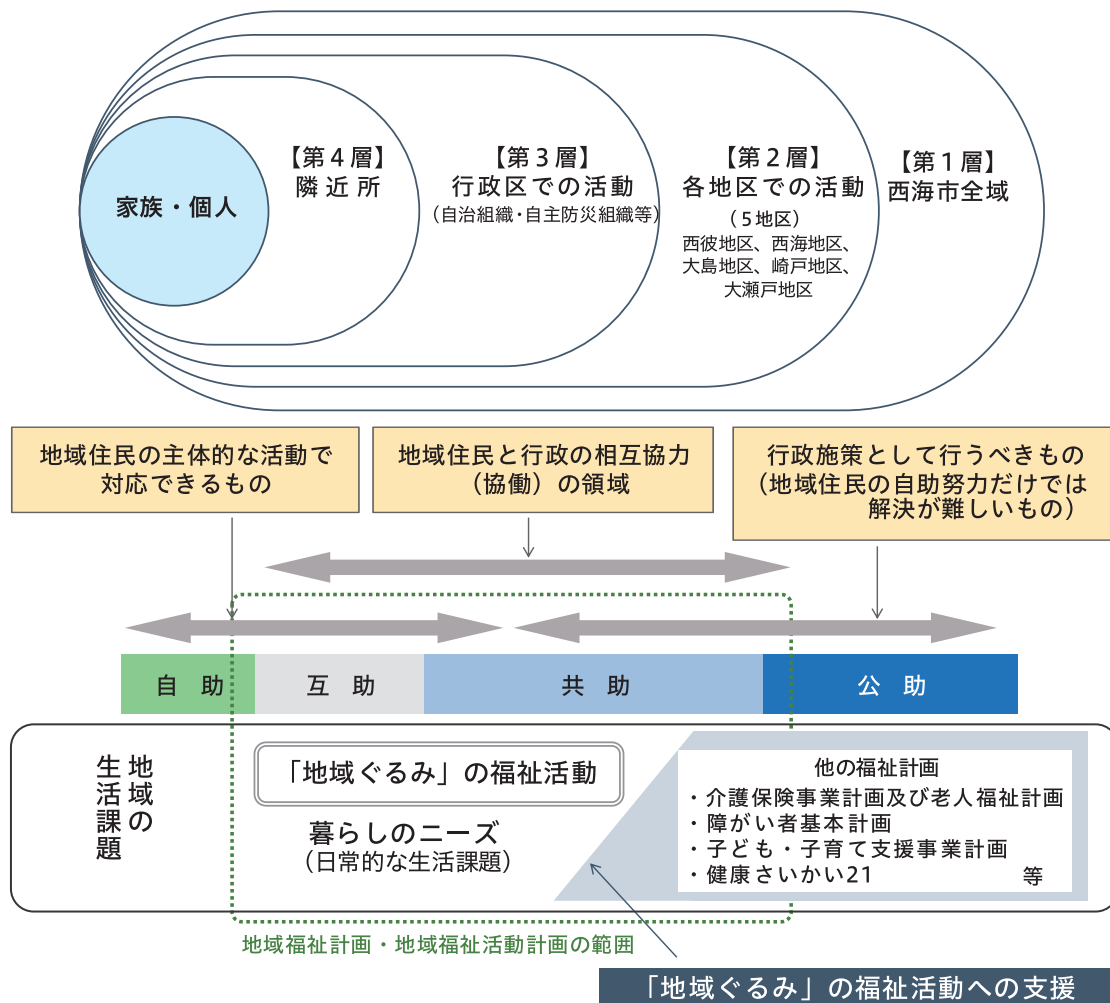
誰かが一方的に「支える側」になるのではなく、暮らしの中で誰もが支えたり支えられたりしながら、お互いさまの関係で生きていく。困りごとの有無にかかわらず、地域の一員として認め合い、尊重し合えるまちです。

そこで、本市では高齢者、障がいのある人、こども・子育て家庭、生活困窮者、ひきこもりなど、様々な生きづらさを抱えた人たちを、地域全体で支える仕組み「共生のまち」づくりを進めます。



◎地域福祉を進めるための圏域

○一口に「地域」といっても、日頃あいさつを交わす近所から、市全体での取組まで、いくつもの“重なり”があります。本計画では、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たしながら、4層構造の福祉圏域で支え合う地域づくりを推進します。



◎地域福祉における「担い手」の役割、支え合いの考え方

○住民の役割

・地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支え合いに関わっていくことが期待されています。

○地域の役割

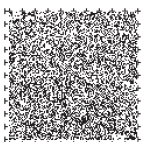
・地域のつながりが希薄になる中で、地域活動やボランティアの活動に参加するなど、地域住民が自らの生活基盤である地域における課題を認識し、担い手として主体的に関わり、支え合う地域社会を形成していくための役割を担っています。

○行政の役割

・横断的な組織体制のもと保健福祉施策の計画的な推進、公助の中心的な機関としての役割のほか、住民、地域、関係機関等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。
 ・計画期間内における計画の点検・評価、見直しについて、個別課題の状況把握に努め、住民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います。

○社会福祉協議会の役割

・社会福祉協議会は市民をはじめ、関係機関、各種団体等の幅広い分野と連携し、市の協力のもと、きめ細やかな地域福祉活動を展開し、地域福祉活動計画に定める諸活動を推進します。



4つの基本目標と重層的支援の整備

◎基本目標

- 地域福祉を進めるため、西海市は「つなぐ」「届く」「支え合う」「暮らす」の4つの視点から、次の基本目標を定めました。

基本目標1 困りごとに寄り添い、支援の輪に“つなぐ”

- 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指し、生活困窮者をはじめ、ヤングケアラーやひきこもり、地域で孤立している人など、支援につながりにくく、様々な困りごとを抱えている人や世帯を早期に発見し、支援につなぐ仕組みを構築します。

基本目標2 専門的な支援や地域の助けが“届く”

- 保健・医療・福祉ネットワーク深化、福祉人材確保支援、地域資源の掘り起こし等、専門的かつ地域格差なく支援が届く体制を整備します。

基本目標3 世代や制度を超えて地域で“支え合う”

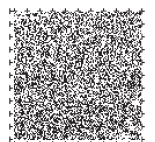
- 福祉教育の推進、ボランティア活動の活性化、世代間交流・交流拠点創出等を通じ、世代や制度を超えて地域全体の支え合いの基盤を強化します。

基本目標4 いつまでも、自分らしく安心して“暮らす”

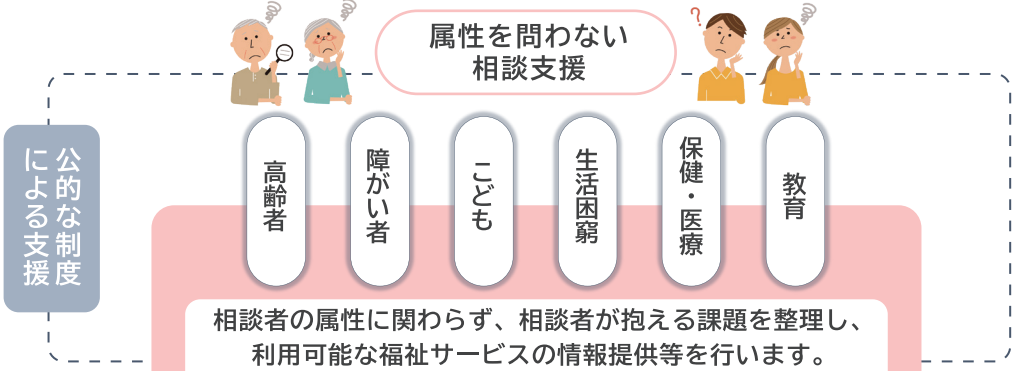
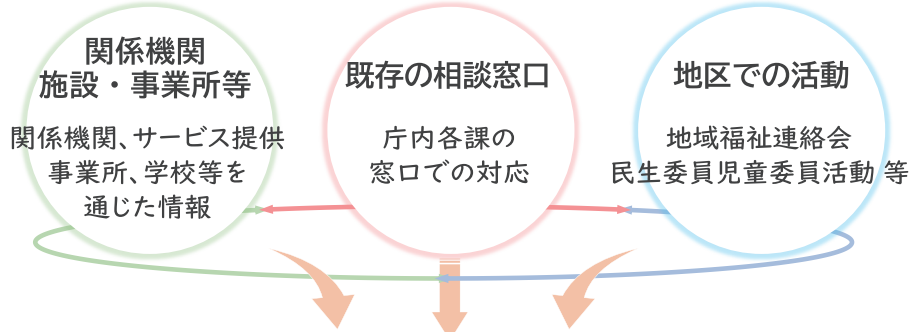
- 成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止計画を明確に位置付け、住まいや地域交通インフラの整備、災害時・緊急時支援を推進し、市民の安全で安心な暮らしを支える基盤強化を図ります。

◎誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて

- 本市では、「誰ひとり取り残さない地域共生社会」を実現するため、成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画を地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含して進めます。
- 成年後見制度利用促進基本計画では、地域に暮らす高齢者や障がいのある方をはじめ、財産管理や意思決定に支援が必要なすべての方々が尊厳を持ち、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。
- 再犯防止推進計画では、罪を犯した方やその家族が孤立することのないよう、住まいや仕事の確保、保健医療・福祉サービスへの連携を強化するとともに、地域住民の理解を深め、関係機関との連携体制を整えるなど、円滑に地域社会へ復帰できる環境づくりに取り組み、一人ひとりの再出発を地域全体で支援します。
- 4つの基本目標、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けた取組を支える仕組みが「重層的支援体制整備事業」です。重層的支援体制整備事業では、属性や分野を問わず相談を受け止める「包括的相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、住民同士の支え合いを育む「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に進めます。
- 複雑な課題を抱えた人に対しては、「西海市包括相談支援チーム」が関係機関と協力しながら伴走支援を行い、途切れのない支援の輪を広げていきます。



既存の相談窓口や地区での活動を通じた困りごとの把握



市全体でつなぐ・支える

制度に基づく既存の各事業の対象分野での支援を充実させます。

また、より多くの市民が交流する機会や、気軽に集える地域の居場所づくり等、多様な地域活動や支え合いの活動等が生まれやすい環境を整備します。

地域づくりに向けた支援

包括相談支援チーム

多機関連携 情報・課題・支援をつなぐ ネットワーク

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースに対し、重層的支援会議・支援会議による多機関での連携を図り、「包括相談支援チーム」のコーディネートによる伴走支援を目指します。

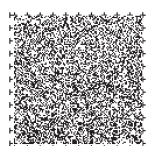
また、相談の中から浮き彫りになった地域課題について「うずしお会議」により、多機関連携による体制を構築します。

地域でつなぐ・支える

訪問活動等、地域に向向いて支援の必要な対象やニーズを把握します。

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、社会参加に向けた支援として実施します。

参加支援



基本目標1 困りごとに寄り添い、支援の輪に“つなぐ”

～ 複雑な課題を早期に発見し、「重層的支援体制」へとつなぐ機能 ～

- 暮らしの中で起こりうる困りごとは様々で、抱える悩みは複雑になってきています。「最近あの方を見かけないな」、「郵便受けにチラシがたまっている」など、日常の小さな気づきが、誰かの孤立を防ぐ第一歩になります。
- 西海市では、こうした「見えない困りごと」をいち早くキャッチし、分野の垣根を越えて専門的に対応する「包括相談支援チーム」などの確かな支援の輪へとしっかり“つなぐ”ことで、誰もが孤立しない体制を整えます。



市の取組

- ・専門職や相談員などが地域へ出向き、声を上げにくい人の困りごとに気づき、早いうちから相談につなぎます。
- ・福祉課内に「西海市包括相談支援チーム」を置き、複雑なケースを多機関で検討し、切れ目のない伴走支援を行います。
- ・「西海市生活支援相談室」で生活困窮者自立支援を行い、家計相談や就労支援、食糧支援などを組み合わせて自立を後押しします。

社会福祉協議会の取組

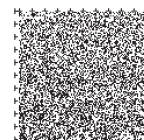
- ・相談窓口の情報を毎年更新し、関係機関に周知することで、適切な相談体制を維持します。
- ・困りごとを抱えている人が早期に相談窓口につながるよう、様々なライフライン業者との連携強化に努めます。
- ・福祉に関する相談窓口や西海市生活支援相談室の直通ダイヤルの情報を周知し、住民が利用しやすい体制を整えます。

住民・地域のみなさんへ

- ・サロンや福祉団体などの集いに参加し、困りごとや悩みごとを気軽に相談できる機会を積極的に活用しましょう。
- ・地域で見守りが必要な方や支援が必要な方がいたら、市や社協へ情報をつなぎましょう。
- ・経済的な困りごとを抱えたら、チラシやSNSで周知されている「西海市生活支援相談室」へ積極的に相談しましょう。



- こうした“つなぐ”取組を通じて、専門チームと地域が一体となり、一人ひとりの困りごとを解決へと導く包括的なサポート体制を築き上げていきます。



基本目標2 専門的な支援や地域の助けが“届く”

～ 離島や中山間地域でも「情報」と「支援」が格差なく届く安心感 ～



○「離島に住んでいるから」「移動手段がなくて相談に行けない」。こうした理由で、必要な助けを諦めることがないよう、どこに住んでいても、暮らしを支えるための確かな「情報」と「支援」が手元に“届く”。

○西海市では、デジタルの力も活用しながら、どこに住んでいても、どのような状況にあっても、一人ひとりのもとへ、

暮らしを支えるための確かな「情報」と「支援」が、確実に“届く”体制を整えます。

市の取組

- ・障がい者等自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、在宅医療・介護連携検討協議会などで、専門職が連携し合いながら課題解決を図ります。
- ・介護人材のマッチング支援や研修を行い、働きやすい職場づくりや業務の効率化（ICT活用など）を後押しします。
- ・離島での集いの場づくりや介護予防、あじさいネットを活用した病診連携などに取り組み、どこに住んでいても必要な支援が届く体制を整えます。

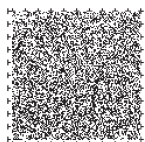
社会福祉協議会の取組

- ・若者や企業も参加しやすい多様なボランティア活動の機会を設け、研修やコーディネーター支援、有償ボランティア制度の活用を通じて、地域福祉を担う人材の確保・育成に取り組みます。
- ・地域福祉連絡会で地域課題を把握し、社会・地域資源の開発や有効活用を市や地域住民と連携して検討し、確保に努めます。

住民・地域のみなさんへ

- ・地域内のボランティア活動に積極的に参加し、地域を支えるサポート体制の充実に協力しましょう。
- ・地域の社会資源の不足について、地域住民として協議に積極的に参画し、課題解決に向けた意見提供をしましょう。

○こうした“届く”取組を通じて、住み慣れた場所で安心して過ごしたいというみなさんの想いを、確かなカタチに変えていきます。



基本目標3 世代や制度を超えて地域で“支え合う”

～「お互いさま」の心で、誰もが役割を持って輝く地域づくり～

- 「いきいき百歳体操」後の笑い声や「わいわいサロン」のように、これまで当たり前だった近所づきあいや地域のつながりを、もう一度大切にしたい。
- 西海市では、世代や制度の壁を越えて、誰もが「お互いさま」の心で自然に“支え合う”。そんな温かな基盤を、地域のみんなと一緒に育てていきます。



市の取組

- ・総合的な学習の時間などを通じ、車いす体験や高齢者との交流等を行い、こどもたちが福祉を“体験から学ぶ”機会を広げます。
- ・子育て支援センターや児童館、「わいわいサロン」や「いきいき百歳体操」、認知症カフェなど、多様な交流の場を支援します。
- ・ボランティア団体や地域活動団体への助成、活動場所の提供などを行い、市民活動の土台を支えます。
- ・さいかい力創造支援事業補助金などを通じて、地域のチャレンジを後押しします。

社会福祉協議会の取組

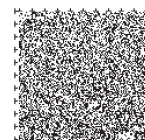
- ・福祉教育の推進と体験・ボランティア機会の充実により、小中高生が実感を持って福祉を学べるよう支援します。
- ・幅広い世代が短時間・オンラインで参加できる入門・体験プログラムを提供し、ボランティア人材の発掘につなげます。
- ・地域の集いの場や交流事業を通じて、高齢者の閉じこもり防止や仲間づくり、介護予防に参加できる場を支援し、多世代交流促進と地域活動の担い手育成を推進します。
- ・住民が参加しやすい仕組みを整備し、助け合いや見守りなどの地域活動を支援することで、市民参画の輪を広げます。

住民・地域のみなさんへ

- ・障がいの有無や年齢に関わらず多様性への理解を深めるため、福祉体験学習やボランティア活動の機会に積極的に参加しましょう。
- ・地域福祉活動やボランティア活動に興味を持ち、できることから活動に参加しましょう。
- ・地域で開催される集いの場に積極的に参加し、活動の担い手として閉じこもり防止、仲間づくり、多世代交流をしましょう。
- ・住民アンケートや地域助け合い勉強会等を通じて行政との協働体制づくりに積極的に参画しましょう。



- こうした“支え合う”取組を通じて、一人ひとりの笑顔が輝き、誰もが地域の中で大切な役割を持って自分らしく輝ける地域を、みなさんと共に育てていきます。



基本目標4 いつまでも、自分らしく安心して“暮らす”



～ 尊厳と安全を守る基盤の強化 ～

- 通院のときやもしものときの避難など、年齢を重ねても、予期せぬ困難があっても、一人ひとりの暮らしと尊厳は守られなければなりません。
- 西海市では、成年後見制度による権利の保護や再犯防止の支援、そして移動手段や防災体制の整備といった「確かな土台」を地域全体で築き、誰もが住み慣れた地域で“暮らす”日常を支えます。

市の取組

- ・中核機関（権利擁護センター）を設置し、成年後見制度の相談・申立支援・後見人支援・不正防止を一体的に進めます。日常生活自立支援事業との連携や費用助成、市民後見人の養成にも取り組みます。
- ・住まい・仕事・医療・福祉への連携を通じ、再犯のリスクを下げる支援を行います。「社会を明るくする運動」などの啓発を通じて、地域の理解を深めます。
- ・ライドシェアなど新たな交通手段の導入検討や、離島を含む通院・買い物の足の確保に取り組みます。
- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所とのマッチング、防災講演会や出前講座による防災力向上を進めます。

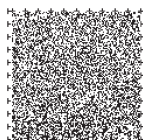
社会福祉協議会の取組

- ・日常生活自立支援事業を通じて、認知症高齢者、知的・精神障がいのある方など判断能力が不十分な方への支援を継続し、研修によって専門員・生活支援員の資質向上に努めます。
- ・家計改善支援事業で家計相談対応、家計表の作成・見直し及び、家計全般について学ぶ機会を提供します。
- ・地域福祉連絡会において、災害時に避難が必要な方を把握し、避難方法や支援体制の検討を行います。
- ・警戒レベルに応じた避難や、災害時の手助けなどの「共助」の重要性を認識し、地域での協力体制づくりを推進しましょう。

住民・地域のみなさんへ

- ・配慮や支援が必要な人がいる場合、市や社協の相談窓口を活用し、適切な支援を受けられるようにしましょう。
- ・住まいの確保など生活基盤の安定に関する相談窓口を積極的に活用し、安心して暮らせる地域社会の構築に協力しましょう。
- ・緊急時の迅速な避難のため、災害時要支援者の個別避難計画の作成に協力し、地域の住民同士で支援できる体制づくりを進めましょう。
- ・災害発生時に、適切な対応ができるように、こどもから大人までわかりやすく学べる災害学習の内容を研究し、地域福祉連絡会や福祉出前講座で災害について考える機会をつくります。

○こうした“暮らす”取組を支えに、市・社会福祉協議会・地域・関係機関等が一丸となって明日の安心へと変えていきます。

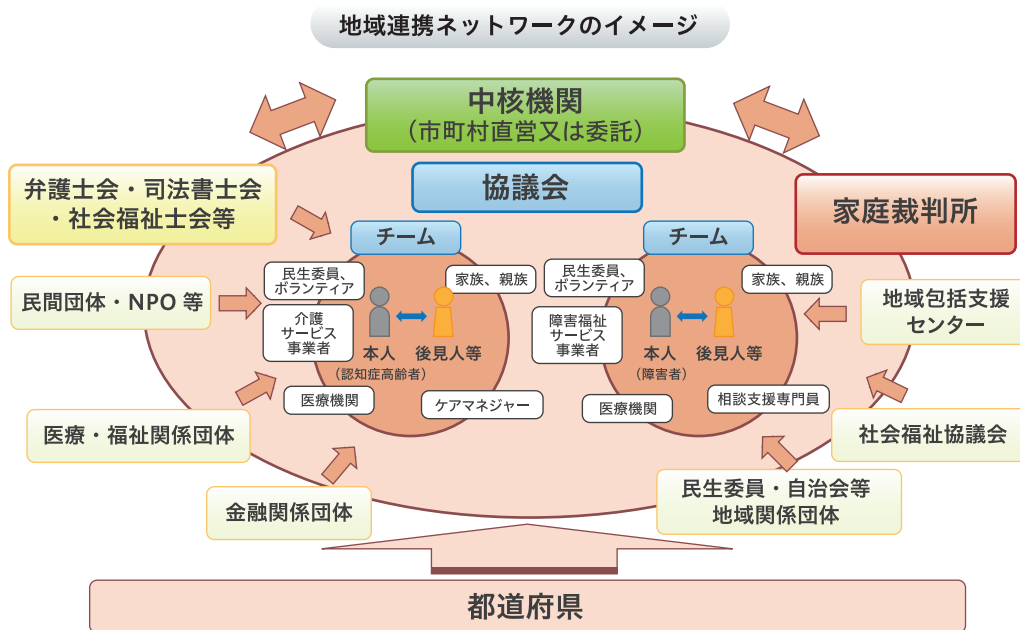


成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画について

○成年後見制度も再犯防止も、「その人らしく生きる権利」を守るための大切な仕組みです。この計画を通じて、私たち一人ひとりが、地域の一員としてできることを考え、行動につなげていくことが期待されています。

1 成年後見制度利用促進基本計画

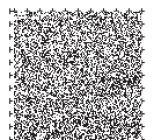
- ・認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、財産管理や契約、サービス利用などで不利益を受けないよう支えるのが成年後見制度です。
- ・本市では、以下の取組を通じて、すべての人の権利が守られる地域づくりを目指します。
制度の普及啓発（出前講座・広報・パンフレット等）
中核機関（権利擁護センター）による相談対応・後見人支援・不正防止
日常生活自立支援事業との連携、市長申立て、費用助成、市民後見人の育成



資料：厚生労働省資料より抜粋

2 再犯防止推進計画

- 安全・安心な地域を守るためには、犯罪や非行の「再犯」を防ぐことが重要です。
- 本市では、国・県の再犯防止推進計画と連携して、以下のような取組を進め、罪を犯した人の再出発を地域全体で支えます。
住まい・仕事・医療・福祉サービスへのつなぎ
生活困窮や孤立・孤独など背景となる課題への支援
「社会を明るくする運動」などを通じた地域への理解と保護司の活動支援



困りごとや相談したいことのある方へ

身近にこんなことはありませんか？

- ✓ 家族の困りごとがいくつもある。何から取り組んだらよいか悩んでいる
- ✓ 気がかりな人がいるけれど、どうしたらよいかわからない
- ✓ どこに・誰に相談したらよいかわからない

○あなたの困りごとに寄り添う相談窓口を紹介します。



高齢者の相談

地域包括支援センター
☎ 37-0245

高齢者のみなさまが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が身近な地域で総合的な相談に対応します。



子ども・健康の相談

子ども家庭センター
(子ども健康課)
☎ 37-0067

妊娠・出産から子育ての悩み、健康・保健・栄養に関する相談まで対応し、情報提供や支援を行います。

障がいの相談

障がい者一般相談支援事業所
広域障害者生活支援センター 光明園

☎ 23-3111

相談支援事業所 和みの里
☎ 095-860-1717

西海市療育支援相談センター
☎ 29-7110

相談支援事業所 さいかい
☎ 29-9030



障害福祉サービスの利用の有無に関わらず、障がい者(児)やその家族の方々の地域における生活を支援します。

どこに相談すればよいか迷ったときは？

西海市包括相談支援チーム
(福祉課)

☎ 37-0069

どこに相談したらよいかわからないひきこもりやケアラーなど福祉の相談に応じ支援します。



地域の困りごとの相談

西海市社会福祉協議会(本所)

☎ 29-4081

西彼支所 ☎ 29-7102

大島支所 ☎ 34-2278

崎戸支所 ☎ 35-3555

大瀬戸支所 ☎ 22-2557

市民の皆さまが地域で安心して暮らせるよう、生活や福祉に関するさまざまな困りごとの相談に対応します。経済的な不安、日常生活の支援、権利擁護、ボランティア活動や介護など幅広いご相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。お気軽にご相談ください。



生活困窮の相談

西海市生活支援相談室
(西海市社協)

☎ 080-6557-9533

生活に困っている方が抱えている様々な課題に対して自立した生活ができるよう、家計相談など専門の支援員が相談に応じ支援します。



西海市社協ガイドブックもご覧ください

「西海市社協ガイドブック」は、西海市社会福祉協議会のさまざまな事業概要について確認できます。

西海市社会福祉協議会ホームページに掲載しています。(トップページからご覧いただけます。)

右の二次元コードからもアクセスできます。

